

国選被害者参加弁護士選定請求書・資力等申告書

裁判所

支部（刑事

部）

御中

- 1 被害者参加を許可された下記(1)の事件について、国費により下記(2)の行為を弁護士に委託したいので、被害者参加弁護士の選定を請求します。

(1) 事件番号等			
事件番号	令和	年（ ）第	号
事 件 名		被告人名	
(2) 委託しようとする行為			
ア～ウのいずれか1つを選択（ ☒ ）してください。			
【委託することができる行為】 ① 公判期日への出席 ② 検察官に、検察官の権限行使に関して意見を述べ、検察官から説明を受けること ③ 証人尋問 ④ 被告人に対する質問 ⑤ 事実又は法律の適用についての意見陳述			
☐ ア <u>①～⑤の全ての行為を委託します。</u> ☐ イ 次に選択（☒）した行為に限り委託します。 ☐① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤（複数選択可） ☐ ウ 委託する行為は、弁護士と連署した書面で、後日、届けます。			
（委託する上での注意点） ※ 委託した行為についても、被害者参加人自らが行うこともできます。 ※ イ又はウを選択された方は、委託する行為（追加・変更を含む。）を<u>直接弁護士に伝える</u>必要があります。 ※ 委託する行為を追加・変更される方やウを選択される方は、その行為が行われる公判期日までに、<u>弁護士と連署した書面で裁判所に届け出る</u>必要があります（ただし、②の行為の委託については、裁判所への届出は不要です。）。			

2 資力（資産の合計額）及び支出は、以下に記載したとおりです。

資力申告 本日現在の資産の内訳と合計額を記入してください。		
現金	約 円	—
預貯金	約 円	金融機関に対する預金や貯金のほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金
社内預金等	約 円	使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金
金融機関の自己宛小切手	約 円	—
資力計（①）	約 円	

上記の資力計（①）が 200 万円以上のため、次の支出も申告します。

※ ①が 200 万円未満の方は次の 3 に進みます。

支出申告 この事件の犯罪行為を原因として、本日から 6 か月以内に支出が見込まれる費用（療養費等）を記入してください。		
治療関係費	約 円	診察費、薬剤費等
付添看護費	約 円	入院付添費、通院付添費等
交通費	約 円	入通院交通費、付添交通費等
リハビリ、介護に要する費用	約 円	—
その他の費用（ ）	約 円	上記の 4 項目以外で、当該犯罪行為を原因として支出することとなる費用（慰謝料や休業補償などを除く。）
支出計（②）	約 円	

資力から支出を控除した額は、以下のとおりです。

資力計－支出計（①－②）＝	約 円
---------------	-----

3 以上のとおり、間違いはありません。

作成日	令和 年 月 日
住所	都道府県
氏名 （自署）	印 電話番号 - -
（注意）裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出した場合は、10 万円以下の過料に処せられることがあります。また、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力及び療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出し、その判断を誤らせたときには、裁判所の決定により、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収されることがあります。	